

# 技能講習の 申込みは



# お早目に!

撮影：瀬瀬虎太郎  
モデル：山崎遥菜（メノニューイヤー）  
※所持しているのは模造銃です。

～余裕をもって技能講習を受講してください～

- ・講習修了証明書の有効期間は、交付日から3年間です。
- ・技能講習を受講して講習修了証明書が交付されるまで3週間程度かかります。
- ・受講会場（指定射撃場）によって、既に所持している実包が使用できない場合があります。事前に受講会場へ連絡して確認をしてください。

神奈川県警察本部生活安全総務課

## ～技能講習は更新申請期間前に受講するようにお願いします～

技能講習は、受講人数には定員がありますので、猟銃の更新申請期間の終了間近に申込みを行うと、受講できず、更新ができなくなる場合があります。

技能講習の講習修了証明書は、交付年月日から3年間有効となりますので、更新申請期間前に余裕を持って受講するようにお願いいたします。

- 技能講習の申込みについて
  - ・ 住所地を管轄する警察署に技能講習受講申込書を提出してください。
  - ・ 散弾銃の場合は、競技種目（トラップ・スキート）を選んでください。
  - ・ ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃（ハーフライフル）の受講会場は、ライフル銃の技能講習が可能な会場となります。
  - ・ 申込み後の受講日及び受講会場の変更はできません。
  - ・ 申込み後、お支払いした手数料は、神奈川県手数料条例に基づき、返還は行いません。
  - ・ 申込み後、技能講習通知書を交付しますので、必ず受け取り、受講会場にご持参してください。
  
- 受講日当日について
  - ・ 受講会場に講習を受けるための更新にかかる種別の猟銃、猟銃用火薬類譲受許可証及び所持許可証をご持参ください。
  - ・ 既にお持ちの実包をご持参する場合、事前に受講会場である指定射撃場に使用可能かどうか確認の上、50個以上持参してください。
  - ・ 受講しない場合は、受講会場、住所地を管轄する警察署又は神奈川県警察本部にご連絡ください。
  
- 技能講習修了証明書の交付について
  - ・ 技能講習を受講すると、後日、住所地を管轄する警察署から技能講習修了証明書が交付されます。
  - ・ 技能講習修了証明書の交付は、受講日から3週間程度かかります。
  
- お問い合わせ先

技能講習に関するお問い合わせは、住所地を管轄する警察署若しくは神奈川県警察本部生活安全総務課(電話番号045-211-1212(代表))へご連絡ください。



# 経験者講習会

## 申込みは

## e-kanagawa

講習会申込みはこちら!



撮影：瀬瀬虎太郎

モデル：山崎遥菜（メノニューイヤー）

※所持しているのは模造銃です。

### ～経験者講習会の申込みはe-kanagawaで～

- ・電子申請システム「e-kanagawa」で24時間申込みが可能です。
- ・「e-kanagawa」のご利用には、事前登録が必要です。
- ・「e-kanagawa」での手数料の支払いは、クレジットカード、インターネットバンキング、スマホ決済、二次元バーコード決済等が利用可能です。

詳しくは、「e-kanagawa」のホームページをご覧ください。

URL <https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/>

神奈川県警察本部生活安全総務課

## ～経験者講習会の申込みは「e-kanagawa」の利用をお願いいたします～

猟銃等講習会のうち、経験者講習会は、神奈川県電子申請システム「e-kanagawa」で24時間申込みが可能です。

### ○ 申込手続きについて

- ・ 「e-kanagawa」のご利用には、事前登録が必要となります。
- ・ 「e-kanagawa」に登録後、猟銃等講習会のページにアクセスしていただき、ご本人の写真をスマートフォン等で撮影した写真データをアップロードし、住所、氏名、連絡先等の必要事項と受講希望日を入力してください。
- ・ 申込み後は、受講日の変更はできません。
- ・ 申込締切日以降の申込みは、無効となります。
- ・ 後日、「e-kanagawa」の個人ページに受講申込結果が通知がされ、受講可能な場合、手数料の支払い手続きが可能です。

### ○ 手数料の支払いについて

- ・ 個人ページから受講日を確認の上、手数料の支払いを行ってください。
- ・ 手数料の支払いは、クレジットカード及びインターネットバンキングで電子納付できるほか、スマホ決済、二次元バーコード決済、電子マネー決済等による支払いが可能です。
- ・ 手数料の支払指定期日までに納付を行わないとキャンセルとなります。
- ・ 支払い後の手数料は、神奈川県手数料条例に基づき、返還は行いません。
- ・ 支払い手続きが完了すると、後日、連絡文書が「e-kanagawa」の個人ページにアップロードされますので、送付された連絡文書の内容を確認していただき、手続きが終了となります。

### ○ 受講当日について

- ・ 受講当日、筆記用具を持参の上、講習会場へお越しください。
- ・ 講習会場は、専用駐車場がありませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

### ○ お問い合わせ先

講習会に関するお問い合わせは、住所地を管轄する警察署若しくは神奈川県警察本部生活安全総務課（電話番号045-211-1212（代表））へご連絡ください。



# 狩猟用途

※所持しているのは模造銃です。

## 付いてますか？

撮影：額額虎太郎

モデル：山崎遙菜 (オノニューイヤ〜)

～**猟銃等で狩猟を行うために書換申請による狩猟用途の追加が必要です**～

- ・ 猟銃・空気銃所持許可証の猟銃等の用途欄に「狩猟」と記載があるか確認してください。
- ・ 狩猟用途がない猟銃等で狩猟を行うと銃砲刀剣類所持等取締法違反となります。
- ・ 書換申請には、第一種狩猟免状（装薬銃）又は第二種狩猟免状（空気銃）が必要です。
- ・ 猟銃等の所持許可申請時に狩猟免状を提示すれば、許可の際に狩猟用途が付きます。
- ・ 無許可譲受票で実包を購入するときにも、狩猟用途があるか確認してください。

神奈川県警察本部生活安全総務課

# 確認事項

- 狩猟免状は、所持許可申請時に有効なものが必要です。
- 更新申請時は、更新日（誕生日翌日）に有効なものが必要です。
- 狩猟用途の追加は、銃ごとに書換申請と手数料が必要です。
- 狩猟に使用する実包は、無許可譲受票で譲り受けてください。
- 狩猟期前の練習や残弾処理で標的射撃を行うことができます。
- 無許可譲受票で購入した実包は、射撃場によって使用できない場合があります。事前に射撃場に問い合わせをしてください。
- 更新時に狩猟用途を継続する場合は、狩猟実績が必要です。
- 狩猟実績がない場合、更新前に書換申請により狩猟用途を削除していただきます。
- 狩猟免状に併せて、直近の狩猟登録者証等を提示してください。

**虚偽の申告をすると  
取消し処分  
となる場合があります。**

～狩銃等の適正管理に努めましょう～